大阪市は骨髄ドナーを応援します



大阪市では、公益財団法人日本骨髄バンクが実施する骨髄又は末梢血幹細胞提供あっせん事業において骨髄等の提供を完了した方（骨髄ドナー）に対して、助成金を交付します。

１：対象者

（骨髄等の提供を完了した日において、次に掲げる要件のいずれにも該当される方）

- 骨髄等の提供を完了した日（骨髄等提供日）において大阪市民の方
- 他の自治体が実施する骨髄等の提供に係る助成金等を受けていない方
- 公益財団法人日本骨髄バンクを介して骨髄等の提供を完了した方

２：助成額（通院・入院に対して）

1日につき2万円（最大7日間　14万円）

※対象者が属する企業、団体等が定める休日やドナー休暇制度を利用して取得した休暇の日数については、助成対象期間から差し引きます。

３：申請方法

骨髄等の提供を完了した日から**１年以内**に以下の提出書類をまとめて大阪市保健所までご提出ください

- 大阪市骨髄ドナー助成金交付申請書兼請求書
- 骨髄バンクが発行する骨髄等の提供を証する書類

※骨髄等の提供に係る通院又は入院をした日が分かるもの

詳細・申請書は大阪市HPで公開しております。
（URL https://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000530400.html　）

骨髄ドナーについてもっと知りたい方、ドナー登録を希望される方は

（公財）日本骨髄バンクホームページをご覧ください
（URL　https://www.jmdp.or.jp/　）

発行・担当

大阪市保健所感染症対策課（感染症グループ）
住所：〒541-0052　大阪市中央区安土町3丁目1番3号

電話：06-6647-0656